

共和暦3年のシェイエス

浦田 一郎

はじめに

憲法問題の絶え間ない生起を基盤とする、個別の憲法理論の研究の進行と共に、市民憲法構造の体系的把握が要請されている。それは我々が、市民憲法を克服する憲法体系を展望し得る歴史的段階に到達しているからである。

そこで私はあらためて市民憲法の体系性（とその矛盾）を、市民革命から現代に至る変遷の中でとらえようと考えている。その研究の出発点としてフランス革命期の憲法思想をとりあげる。この検討は市民憲法の体系的把握において特に意義深い。なぜなら、市民憲法を創出した革命家達は、そもそもなぜ国家が必要なのかということにまでさかのぼって、憲法原理を説明するここを要求され、それに答えてきたからである。その数多くの革命家の中から、急展開をとげる革命の過程において場違いなほど体系的思考にすぐれており、かつ一貫したブルジョワ・イデオログであったシェイエスをとりあげてみたい。

共和暦3年フリュクティドール5日（1795年8月22日）憲法の制定過程にあった国民公会において、シェイエスはテルミドール2日と18日（7月20日と8月5日）に長い演説を行なっている。この演説は、本来のブルジョワ的コースに戻った革命の段階で行なわれた点、および代表制、権力分立、憲法制定権力に及ぶ彼の憲法思想体系が示されている点において、シェイエス研究上注目すべきものである。本稿においては、シェイエスの憲法思想が自由＝所有を中心とする一つの体系をなしていることを示したい。

1. 経 過

国内外の反革命の攻撃から革命を防衛するため、ブルジョワジーによって止むを得ず容認されたロベスピエールの独裁は、革命戦争の一応の勝利によってその必要がなくなると共に、民衆に対する妥協政策の矛盾が極限にまで達した時に、崩壊した（共和暦2年テルミドール9日＝1794年7月27日）。「歴史は、一時わきへそれたが、そのコースに戻った」⁽¹⁾。

(1) A. ツプール、小場瀬卓三・渡辺淳訳『フランス革命』(下)、岩波新書、1953年、119ページ。

革命政府体制の否定、立憲共和制樹立の作業が始まる。このテルミドール体制を支配したのがいわゆる「テルミドール右派」であるが、ほとんど単独で行動していたシェイエスも、政治勢力としてはここに属すと見てよいであろう。

1794年12月3日16人委員会が作られ、93年憲法実施のために組織法の制定を検討したが、95年3月15日解散した。3月30日に7人委員会が、4月18日に11人委員会がその任務を受け継いだ。作業は具体化しなかった。

この間進行していた経済的危機、特にパンの欠乏と値上がりに対して、3月末からパリの民衆蜂起が始まった。ジェルミナールとプレリアールの民衆蜂起は、パンと93年憲法の実施を求めて闘われたが、軍隊の出動によって最終的に鎮圧された。民衆運動の敗北に続いて、白色テロが横行し、王制的空気が復活し始める。この事態の進行の中でテルミドリアンにとって、93年憲法に示された民主主義を受け入れることもできないが、また89年以前の諸制度の復活を許すこともできないことがますます明らかになっていった。

5月14日レピュブリク・セクションは、「恐怖によって命ぜられ、恐怖の支配下に受け入れられたローマ十大官の憲法」(93年憲法のこと一筆者)の破壊を宣言した。これを転機に11人委員会は新憲法制定の作業にとりかかることになった。

6月23日委員長のボワシー・ダングラが公会に憲法草案を提出した。その報告の中で、まず93年憲法が「アナーキーの組織化」であると弾劾される。市民が自由と財産を享受するためには所有者による政治が必要とされ、民衆の政治参加が拒否される。立法は緩慢に、執行は迅速にのスローガンの下に権力分立が強調される。

6月29日から公会で憲法審議が始まった。審議がかなり進んだテルミドール2日(7月20日)、それまで沈黙を守っていたシェイエスが突然公会の演壇に立ち、委員会案を全面批判した。その演説の中で彼は、代表制の積極的意義を強調し、権力分立の原理として

(2) 柴田三千雄『バブーフの陰謀』、岩波書店、1968年、63ページ。

(3) 委員会は共和主義者と君主主義者によって構成されていたと言われている(G. Lefebvre, *Les Thermidoriens*, Collections Armand Colin, 1946, p.164)。

(4) 11人委員会の作業開始に至る経過については、長谷川正安「テルミドール反動と95年憲法」『ブルジョワ革命の研究』、日本評論新社、1954年、218-220ページ。

(5) *Réimpression de L'Ancien Moniteur*, Plon Frères, t. XXV, p.90-115.

(6) *ibid.*, p.90.

(7) *ibid.*, p.93.

(8) *ibid.*, p.99, 100.

(9) 共和暦3年の権力分立論の特徴については、樋口謹一「権力機構」『フランス革命の研究』、岩波書店、1959年参照。

(10) 審議経過については、M. Deslandres, *Histoire constitutionnelle de la France de 1789 à 1870*, Librairie Armand Colin, 1932, t.1, p.313-343.

「統一ある分割」*division avec unité* を宣言し、憲法制定権力を行使させるために「憲法陪審」*jurie constitutionnaire* の設置を提案した。演説は不評で、提案は委員会へ送付された。

委員会においてシェイエスは委員の説得に失敗し、憲法陪審の部分を除いて案は否決された。そこでテルミドール18日(8月5日)公会で憲法陪審のみに関する提案を行なった。⁽¹²⁾⁽¹³⁾ その中で、憲法陪審に違憲審査、改憲の提案、自然法に基づく裁判の3つの権限を与える構想を明らかにした。

11, 12日の両日この点に関する討議⁽¹⁴⁾が行なわれ、主として憲法陪審と権力分立原理の矛盾が指摘され、結局、万場一致でシェイエス案は否決された。

次に内容の検討に入ろう。

2. 自由

「すべての公的組織の目的は個人の自由である」⁽¹⁵⁾ とするのが2つの演説の前提である。シェイエスの憲法思想の体系性を検討するにあたっては、まずこのことを確認しておく必要がある。したがって個々の制度の採用の可否も個人の自由によって決せられる。たとえば代表制について見れば、「享受し得る自由と繁栄の最高点に我々を導くのは代表制である」⁽¹⁶⁾ と言う。

この自由とは何であろうか。広く自由と言え、何よりもまず所有権を中心に構成されていると見てよいであろう。特にシェイエスの場合には、1789年の権利宣言草案の中で、「所有権の行使において……少しも不安をいだかなくてもすむ保障を持つ者は自由である」⁽¹⁷⁾ と自由を定義している。彼にとって自由とは所有権からその私的性格を抽出したものである。⁽¹⁸⁾

(11) *Moniteur*, t. XXV, p. 291-298.

(12) *ibid.*, p. 442-452.

(13) テルミドール2日から18日の経過については、A. Neton, *Sieyes*, Librairie académique Perrin et Cie, 1901, p. 258.

(14) *Moniteur*, t. XXV, p. 475-495.

(15) *ibid.*, p. 295.

(16) *ibid.*, p. 292.

(17) *Archives Parlementaires*, Librairie administrative de Paul Dupont, 1^{ère} série, t. VIII, p. 258.

(18) なおシェイエスの所有権は物に対する所有と人の能力に対する所有の統一であることに注意する必要がある (*V. Archives Parlementaires*, t. VIII, p. 256)。

3. 代表制

(1) 私的秩序においてはすべてが代表制 *représentation* であり、それが「社会生活の本質」となっているから、公的秩序においてもそれを採用すべきであるとシェイエスは言う。この説明の仕方からここで言う代表制が私法上の代理でないことは明らかである。それでは私的秩序における代表制とは何であろうか。

社会的分業が代表制概念の基礎にあるのではないであろうか。その点で以下の発言に注目したい。「さてやはり現在と同じように非常に有害な一つの誤りが支配していた。その誤りというのは、人民は自分自身で行使することができない権力以外の権力は委任すべきではないということである。この原理と称せられるものは自由の保護のためであるとされていた。それはたとえば、ポルドーへ手紙を出す必要のある市民に対して、自分で手紙を運ぶことはできるのであるから、そうする権利を留保することを望み、その仕事を公の組織の責任ある部局に委託しないならば、その市民は自分のすべての自由を非常によく維持することになるということを、証明したいと考えるようなものである。」⁽²⁰⁾

社会的分業の下では、自給自足なら自分でやることを他人が代わってやってくれる。自分もまた他人の代わりに仕事をする。政治もこのような社会的分業の一つとなり、そこに代表制が成立するとするわけである。

バスティッドがこの演説におけるシェイエスの代表制を次のように分析しているのも同じ趣旨であろう。「シェイエスにとって代表制という言葉は非常に広い意味があるので、社会の運命にとって必要な種々の仕事に従事している人々が、互いに他人を代表しあっていることは疑いを入れない。」⁽²¹⁾

シェイエスは社会的分業を相当意識していた人間であるが、バスティッドによればシェイエスの分業礼賛はアダム・スミスの影響を受けたものである。⁽²²⁾⁽²³⁾⁽²⁴⁾

(19) *Moniteur*, t. XXV, p. 292.

(20) *ibid.*,

(21) P. Bastid, *Sieyes et sa pensée*, Librairie Hachette, p. 353.

(22) そのことは、立法議会をいなかの産業、都会の産業、文化的産業の同数の代表者によって構成しようとしていたところ (*Moniteur*, t. XXV, p. 294, 295)にも現われている。分業に関するシェイエスのその他の言及としては、“De l’essai sur les privilèges”, *Qu’est-ce que le tiers état?*, Alexandre Correard, 1822, p. 36 (大岩誠訳「特権論」『第三階級とは何か』, 岩波文庫, 1950年, 143ページ); *Qu’est-ce que le tiers état?*, p. 59, 60 (大岩訳『第三階級とは何か』, 23, 24ページ)。

(23) Bastid, *op. cit.*, p. 312.

(24) スミスの分業論は作業場内分業によって有名であるが、それだけではない。

このように社会的分業を基礎に置いて彼の代表制を理解するとき、次のような注目すべき効果が生まれる。「この代表制という言葉が想起させる法的行為に関して、代表者が存在するだけで、被代表者が自分自身で意志決定をし行動したようにすべてが行なわれる。この点に関して、意志が被代表者から代表者に伝達されることは必要ではない。」⁽²⁵⁾この代表制論においては、代表者の意志を拘束することが以上のように不要となるばかりではなく、社会的分業の無権威性を基礎に分業による効率を生かすためには、代表者の意志を拘束してはならないという効果も生じる。⁽²⁶⁾⁽²⁷⁾

(2) 次に代表制の構造を見てみよう。まず代表者の点から。

「我々（公会議員—筆者）が一人一人代表者の権限を獲得している、あるいは与えられているというのは、誤りか全くの挨拶である。ここには一つの代表者すなわち公会という団体しか存在⁽²⁸⁾」しないと言う。代表者は議会であって一人一人の議員ではない。これは、議員がそれぞれの選挙区から権限を与えられるという論理を排除している。

それでは議会は誰から代表権を与えられるのであろうか。一つの社会に一つしか存在しない政治的権力である「結合の権力」⁽²⁹⁾からである。これは、その形成の主体・方法が原理上示され得ない観念的なものである。

したがって、この権力から権限が授与されたと憲法上規定されさえすれば、「人民のために政治的職務を執行する者はすべて……その代表者」⁽³⁰⁾ということになる。議会は、自分だけが代表者であるという優越的地位を主張する必然性を失う。同様に、第一次集会も選挙人任命の職務を憲法上与えられているにすぎず、その職務が終わればすぐに解散しなければならぬ⁽³¹⁾ということにもなる。

次に代表制の構造を、それを構成する行為の点から見てみる。「上向行為」l'action ascendante と「下向行為」l'action descendante から構成され、前者は代表者の任命行為であり、後者は立法と執行である。⁽³²⁾ここでも、上向行為を任命行為とすることによって、下からの意志拘束の排除を確認している。

シェイスの言うところからすれば、上向行為は権力に到達し、下向行為はそこから出発する。権力は行為の到達・出発点として独自の地位を占める。これは権力の人民からの

(25) Bastid, *op. cit.*, p.312.

(26) 社会的分業の無権威性と作業場内分業の権威性については、K. マルクス「資本論」第1部 第4篇第12章第4節、『マルクス・エンゲルス全集』23巻 a, 大月書店, 460-471ページ。

(27) V. Bastid, *op. cit.*, p.353.

(28), (29), (30), *Moniteur*, t. XXV, p.292.

(31) *ibid.*, p.444.

(32) *ibid.*, p.291.

独立を強調する論理となるのではないであらうか。⁽³³⁾

上向行為の出発点は「第一次集会における国民」とされ、下向行為の到達点は「法律の福祉を受け取る人民⁽³⁴⁾」とされている。制限選挙を前提としているので、出発点と到達点が一致しない。

以上の点からこの上向・下向行為論は、下からの拘束を排除しつつ権力の統一を図ろうとする構想と見ることができよう。

(3) シェイエスが人民主権について述べているところを見てみよう。

「政治的結合がなされる時、各個人が社会の中に持ち込むすべての権利、すなわち個人の集合体全体のすべての力を共有にするわけでは決してない。

公的あるいは政治的権力の名の下に、可能な最小限のものそして各人の権利と義務を維持するのに必要なものだけを共有をする。力のこの部分は、主権と呼ばれるものに人が好んで与えたおおげさな概念とは似ても似つかない。私が話しているのはまさに人民主権のことであることに注意してほしい。」⁽³⁵⁾

これは、ジャコバン独裁の経験をもとに、自然権と人民主権の非両立性を確認し、前者に従って後者を排除したものである。⁽³⁶⁾⁽³⁷⁾

(4) 代表制自体が公会における討議の対象になることはなかったにもかかわらず、なぜシェイエスは代表制論を展開したのであろうか。第1に、人民主権的思考あるいは論理構成を完全に排除しようとした。代表制論者の中にも人民主権的思考が残っているという認識がシェイエスにはあったようである。

第2に、政府を国民代表とし、それに法制審議院と同等の立法機能を認めるために必要な理論的作業であった。⁽³⁸⁾

第3に、テルミドール2日の演説の主たる論点である権力分立は、代表制の下でこそ問

(33) 君主政下におけるシェイエスの上向・下向行為論について、Cf. Bastid, *op. cit.*, p. 434.

(34) *Moniteur*, t. XXV, p. 291.

(35) *ibid.*, p. 292.

(36) ここで言う人民主権論は、主権の主体を市民の全体としての人民とし、したがって全市民による主権の行使を要請し、その手段として人民投票や命令的委任の制度を要求する主権論を意味している。抽象的観念的な国民を主権者とし、それが意志決定することはあり得ないので、そのために国民代表を必要とするが、それと現実存在する人民とは必然的な関係がないことを理由に、民衆の政治参加の拒否を可能とする国民主権論とは区別している(杉原泰雄『国民主権の研究』, 岩波書店, 1971年参照)。

(37) 人間の不平等を維持・拡大する自然権と、市民の同質性を前提とする人民主権が両立しないのは当然であるが、シェイエスがどの程度このような理論的認識に到達していたかは、必ずしも明らかではない。

(38) *Moniteur*, t. XXV, p. 294.

題になるということをはっきりとしようとした。代表制によってできる限り多くの権限を代表者に与えた方が自由が増大するが、一人の代表者にその権限を集中すると自由が減少するからである。⁽³⁹⁾⁽⁴⁰⁾

4. 権力分立

(1) シェイスの権力分立論の特徴は、その目的が自由だけではなく、自由と秩序と2つあることである。したがってその原理は、「専制政治を防止するために分割せよ。アナーキーを避けるために集中せよ」⁽⁴¹⁾⁽⁴²⁾ということになる。この原理に則り、2つの型の権力分立を区別し検討する。

すなわち「均衡型」le système de léquilibreあるいは「平衡型」celui des contre-poids 権力分立と「協力型」celui du concoursあるいは「有機的統一型」celui de l'unité organisée 権力分立である。前者は同一の代理権を複数の団体に任せることによって、相互に職務行使をけん制させようとするものである。後者は異なる代理権を異なる団体に任せることによって、相互に協力させようとするものである。前者は「統一なき分割」division sans unité を目指しているように見えるが、それが本当ならば政治は停止してしまはずであるが、そうはならないのは、実は「分割なき統一」unité sans division が行なわれているからであるとして、シェイスは均衡型あるいは平衡型権力分立を排除する。協力型あるいは有機的統一型の権力分立によって、「統一ある分割」division avec unité⁽⁴³⁾ が実現されるとし、これを採用すべきであると主張する。

(2) 協力型あるいは有機的統一型権力分立を建築の例をもって説明する。「ここで我々が闘っている論者達 publicistes は、彼らの言葉使いの中で行為の統一 l'unité d'action と1つの行為 l'action unique を混同している。我々は始めの方を望む。彼らは2番目のものを作る。建築中の家のまわりにいくつかの種類の労働者達がいるのを見よ。異なった種類の職業、種々の性格を持った技術が活動しているが、すべては1つの目的のために協力している。1つの行為はないが、行為の統一がある。」⁽⁴⁴⁾ (傍点は原文ではイタリック体)

この建築の例における分業は、それぞれの労働者が完成した商品を作るわけではない

(39) *ibid.*

(40) 完全な君主主権の下では、すべての権限が君主の名の下に集中するから、権力分立は問題になり得ない。また純粋な人民主権の下でも、一般意志の表明者である立法権にすべてが従属するから、やはり権力分立を考えることはできない。

(41) 勿論、自由のための秩序である。

(42) *Moniteur*, t. XXV, p. 292.

(43), (44) *ibid.*, p. 294, 295.

点、1つの目的のために適当な数の適当な種類の労働者が計画的に配置される点から、作業場分業にあたると考えてよいであろう。だからこそ建築作業が、権威的な作業場内分業の例として、秩序立った協力を内容とする協力型あるいは有機的統一型権力分立の説明となり得るのである。

この型の権力分立論の上に、シェイエスは具体的には法律の提案機関として法制審議院 ⁽⁴⁵⁾tribunat と政府 gouvernement を、決定機関として立法議会 ⁽⁴⁵⁾législature を提案する。

代表制論（国家と社会の関係）における郵便の例と権力分立論（国家内部の関係）における建築の例を、社会的分業の無権威性と作業所内分業の権威性によって理解するとき、シェイエスは国家を一つの企業と意識していたと考えることができるのではないであろう ⁽⁴⁶⁾か。

(3) 立法機関は、提案を行なう法制審議院と、決定にあたる立法議会とからなる。提案機関と決定機関とからなる二院制の構想は、委員会案から受け継がれたものである。ジャコバン独裁に対する批判から、委員会は慎重な立法を求めて二院制を採用したのであるが、貴族的・特権的上院を作らないために、両院は同じ選出方法、同じ任期にしなければならなかった。そこで立法における無意味な二重手間を避けるために考え出されたのが、この提案と決定の二院制であった。

この考え方の上に立って、法制審議院と並んで政府を提案機関として付け加えるのは、シェイエス独自の構想である。法制審議院は被治者の必要を代表し、政府は治者の必要を代表する ⁽⁴⁸⁾と言う。これは、異なる機関に異なる権限を与えるという、協力型あるいは有機的統一型権力分立との論理のつじつまを合わせようとしたものである。しかし実質的にはこの両権限は区別できない。立法議会を政府と法制審議院間の争いの解決者としたのはそのためであろう。

実際上の機能を想定してみると、法制審議院の議員提出法案は、法制審議院と立法議会の両院の審議・決定を経なければならぬのに対して、政府提出の法案は直接立法議会の決定を受ければよい。法制審議院（議員ではなく）と政府のレベルで比べても、5人からなる政府は統一性や迅速性において法制審議院に対して優位に立つであろう。このようにシェイエスの構想の特徴は、立法において政府に実質的なイニシアティブをとらせよう

(45) *ibid.*, p. 294, 295.

(46) 1789年7月の人権宣言草案の中でシェイエスは、「能動的市民」は「偉大な社会的企業の真の株主」であると言ったことがある (*Archives Parlementaires*, I^{ère} série, t. VIII, p. 259)。

(47) 委員会案では、提案は五百人会議、決定は元老会議 (*Moniteur*, t. XXV, p. 98)。

(48) *Moniteur*, t. XXV, p. 295.

とした点にある。結局、シェイエスの権力分立論の目的は、ジャコバン独裁に対する行き過ぎた反発を批判し、政府の権限強化を中心として秩序立った権力機構を作ることであったと見ることができよう。

5. 憲法陪審

憲法陪審には違憲審査のための「破毀陪審」、憲法改政の「提案陪審」、自然法に基づく裁判を行なう「自然的公正陪審」の3つの権限が与えられているが、⁽⁴⁹⁾これらの権限は相互に関係がないように見える。実際にも公会の討議の中でこの点が批判されている。⁽⁵⁰⁾

しかしこれらはずべてシェイエスにとっては憲法制定権力の行使である。彼は1789年の「第三身分とは何か」の中で憲法制定権力と憲法によって制定された権力を区別し、前者は後者によって拘束されない超実定的なものとした。⁽⁵¹⁾共和暦3年の演説においては、この概念は革命の中でばかげたものにまでなっていたが、今はそれをうまく使える時期になったと言っている。⁽⁵²⁾このうまく憲法制定権力を使う制度が憲法陪審であると言いたいのである。

憲法陪審の違憲審査の権限は機関相互の紛争を解決するためのものと規定されている。⁽⁵³⁾これは1789年には紛争の解決者としての国民に与えられていた憲法制定権力である。これは、突然召集される公会による新憲法の制定を否定するために、それに代わる措置として考えられている。⁽⁵⁴⁾したがってこれは直接に憲法制定権力の問題といえることができる。自然的公正陪審も、憲法を含む実定法を超えて自然法による裁判を想定するのであるから、⁽⁵⁵⁾憲法制定権力の行使と見るることができる。このように憲法陪審は実定化された憲法制定権力機関である。

(2) 権力分立論には、権力自体を分立させる理論と、権力の機能のみを分立させる理論と2つの型がある。このことを前提にして第三身分論における憲法制定権力論は、前者の意味の権力分立と国家権力の統一性の間の矛盾を解決するための論理であるとする解釈がある。⁽⁵⁶⁾すなわち国家権力は憲法制定権力において統一し、分立させられるのは憲法によ

(49) *ibid.*, p. 294.

(50) たとえばベルリエの発言 (*Moniteur*, t. XXV, p. 479)。

(51) Sieyes, *Qu'est-ce que le tiers état?*, p. 158 et s. (大岩訳, 83ページ以下。)

(52) *Moniteur*, t. XXV, p. 293, 294.

(53) *ibid.*, p. 444.

(54) *ibid.*, p. 489.

(55) *ibid.*, p. 449-451.

(56) 芦部信喜「憲法制定権力」『日本国憲法体系』第1巻総論1, 有斐閣, 1961年, 103ページ, 小林直樹「憲法の構成原理」, 東京大学出版会, 1961年, 53, 54ページ, 大隈義和「憲法制定権

て制定された権力にすぎないというわけである。

しかしこの解釈には賛成できない。確かに憲法によって制定された諸権力 *pouvoirs constitués* と言っているが、このこと自体は決してシェイエスによる権力分立の想定を意味するものではない。なぜなら複数の権力機関の存在を想定しない国家を考えることはできないからである。複数の権力機関が存在するということが、歴史的な概念としての権力分立は違う。たとえシェイエスが明言しなくても、モンテスキューやロックを読んでいた彼は、権力分立を想定していたはずだと仮定したとしても、少なくとも第三身分論には権力分立論はない。権力分立の積極的意義はどこにも述べられていない。第三身分論の主題は全体としての国家権力を「国民」のものにすることであり、彼にとって権力を分けることは問題にする必要がない。したがって権力分立と国家権力の統一性との間の矛盾の解決という課題自体が設定されていない。故にその課題に答えるために憲法定権力論を展開したと解釈する余地はない。

ところで共和暦3年の演説の中では、確かに権力分立が真正面から取りあげられているが、その権力分立論は機能のみを分立させる型のものである。1つの政治社会には1つの結合の力=政治権力が存在し、複数存在しているのはその代理権にすぎないとシェイエスが言っているところから、そのことは明らかである。したがって国家権力の統一性と権力分立の間の矛盾は回避されており、ここでも憲法定権力論にその解決という意味を認める余地はない。

この演説においては、実定化された憲法定権力が権力分立の体系の中に位置づけられている。すなわち憲法陪審は権力分立制の中で憲法定権力を行使する代表者にすぎない。それは他の代表者の上に君臨する強力な代表者になってはならない。

そのためには憲法定権力内部においても権力分立を考えなければならない。すなわち憲法陪審は他の機関と共に憲法定権力の一部分を行使するにすぎない。このようにして違憲審査においても、憲法陪審は他から訴えがあったとき初めて審査を開始することができ、自発的な活動は禁止されている⁽⁵⁷⁾。また憲法改正の手続においても、憲法陪審は提案するだけであって、それ自体が独立の憲法制定者になってはならないとされている⁽⁵⁸⁾。自然的公正陪審においても自発的な活動が禁止されている⁽⁵⁹⁾。

(3) この憲法定権力論は人民主権の論理とは異質の論理を持っている。

第1に人民主権論においては、一般意志の表明である法律やその表明機関である立法機

力論の萌芽としてのジョン・ロック『国政二論』(1)『九大法学』第22号、3ページ。

(57) 第6条第1項 (*Moniteur*, t. XXV, p. 451)。

(58) *Moniteur*, t. XXV, p. 445。

(59) 第16条第2項 (*Moniteur*, t. XXV, p. 452)。

関に優越するものは認められないはずである。したがって法律に対する違憲審査は考えられない。また立法機関が憲法を改正できないということはある得ない。さらには一般意志の表明者である法律を排除して、自然法に従って裁判することもできないはずである。

第2に今では憲法制定権力も権力分立の中の1つの代表権となっている。代表権である以上、代表者にその行使を全面的に任せなければならない。人民は憲法制定権力を行使してはならない。ポルドーへの手紙は郵便屋に任せるべきであって、自分で持って行くべきではないのである。

第3に憲法陪審の構成や手続にも反人民権的性格があらわれている。憲法陪審の構成員は、法制審議院と立法議員の前議員の中から、憲法陪審自身によって選ばれ(第3条)、その構成に現在の人民の意志を反映するルートは保障されていない。また違憲審査について見ると、第一次集会や選挙人集会の行動は審査の対象になるが、集会自身は提訴権を持たない(第6条)。下からの意志(制限選挙によって既に限られたものであるが)を保守的な憲法陪審がチェックすることができるようになっている。憲法改正の手続について見れば、提案のイニシアティブが憲法陪審に専属している(第11条第2項)。人民(ただし能動的市民の集合体)は受動的立場に置かれる。自然的公正陪審においても、それへの上訴は裁判官によってなされるのであって(第14条第2項)、市民の意志が介入する余地はない。憲法陪審の非公開性(第5条)もその反人民的性格を示す。

(4) 憲法陪審の構想は憲法制定権力の実定化を目的としている。

憲法制定権力の上に自然権を置く点では、1789年と共和暦3年の間でシェイエスの態度に変化は見られない。しかしその憲法制定権力を1789年には超実定的なものとして、共和暦3年には実定的なものとして構成している。自然権に敵対する実定法を持ち、その変革を可能にする手続を何ら保障しない絶対王政に対しては、問題解決は革命によるしかなかった。すなわち憲法制定権力は超実定的なものでなければならなかった。しかし共和暦3年には実定法の中で自然権を実現しようとしていた。そのとき憲法制定権力を超実定的なものとして構成することは、自然権を否定する反革命、あるいは自然権を乗り越える民衆革命に思想的武器を残すことになってしまう。⁽⁶¹⁾したがって憲法制定権力論の目的は同じ自然権の実現であったが、革命の段階の違いからその異なる構成の仕方があらわれたと見ることができる。

(60) Sieyes, *Qu'est-ce que le tiers état?*, p. 159 (大岩訳, 84ページ).

(61) 超実定的憲法制定権力論は、民衆の政治参加を拒否する実定法を正当化する機能をも果し得る。すなわち、民衆には憲法制定権力があることを理由に、実定法においては政治参加の手段を保障しなくてもよいとするわけである。しかしこのイデオロギースら共和暦3年のシェイエスには危険と感じられたのであろう。

結 論

今まで明らかになったところから、自由、代表制、権力分立、憲法制定権力相互の関係をまとめてみよう。

第1に、代表制、権力分立、憲法制定権力などのすべての国家制度の目的は、自然権としての自由（所有を中心とする）の実現である。

第2に、代表制論には、自由の基礎（所有）の一方の側面である社会的分業の無権威が反映している。

第3に、権力分立論には、自由の基礎の他方の側面である作業場内分業の権威性が反映している。

第4に、権力分立は代表制の下でこそ必要になる。

第5に、自然権の実現のために、革命の段階の違いに応じて、憲法制定権力は超実定的なものとして、あるいは実定的なものとして構成される。

第6に、憲法制定権力と代表制が結びつくことによって、憲法制定権力の超実定的行使の可能性は否定される。

第7に、権力分立制の中に憲法制定権力を位置づけるために、憲法制定権力論の中でも権力分立が考えられる。

テルミドール2、18日の演説におけるシェイエスの憲法思想は以上のような構造を持つていたが、それは結局採用されなかった。それはなぜであろうか。

委員会案を基にした審議が相当に進み、採用が實際上困難な時期にシェイエス案が提出されている。また演説が抽象的な原理で始まり、案自体がかなり複雑で理解しにくかったということもあろう。

しかしこのような技術的理由以外に理論的な理由を検討するとすれば、まず政府の強化の点を指摘せざるを得ない。委員会案は、ジャコバン独裁の打倒によって、憲法体制上の問題は基本的に解決したと見ている。したがって将来を比較的楽観している。それに対してシェイエスは、これから生じ得る困難を予想し、それを政府の強化によって乗り切ろうとしたのではないであろうか。しかしこの構想は、テルミドールアンには不必要な権力強化と感じられ、むしろジャコバン独裁の恐怖を思い出させるものであったに違いない。公

(62) 以上の結論を直ちに市民憲法について一般化するわけにはいかない。シェイエスの思想の一般性と特殊性を明らかにするためには、慎重な検討を要する。

(63) 提出が遅れた事情については、Bastid, *op. cit.*, p. 169, 170.

(64) *Moniteur*, t. XXV, p. 114, 115.

会によるシェイエス案の否決の基礎には、このような現状認識の違いがあったようである。

理論的な理由の第2は憲法陪審と権力分立の矛盾である。シェイエスの意図はどうかあれ憲法陪審の権限は大きい。公会の審議においてもこの点が批判されている。シェイエスは政府を権力分立における実際上の権威の中心として強化したので、その反あるいは超憲法的権限行使の可能性をチェックする機関として、憲法陪審を構想しなければならなかった。⁽⁶⁵⁾ そうであるとすれば、政府の強化を内容とするテルミドール2日の案が可決された以上、憲法陪審の反権力分立性がテルミドリアンにとって一層強く意識されたとしても不思議ではない。

(筆者の住所：東京都武蔵野市桜堤1-3-72-1)

(65) ルヴェは討議の中でこのことを指摘している (*Moniteur*, t. XXV, p. 479)。